

第12回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	令和元年12月26日(木) 16時00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 4 山元委員, 5 祐本委員
欠席農業委員	3 石本委員
出席推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 下垣内推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居民喜推進委員, 土居敏一推進委員, 吉木推進委員, 山元推進委員, 渡橋推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員
欠席推進委員	
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事
5. 審議案件	議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第52号 竹原市農業振興地域整備計画の変更(案)の協議について 議案第53号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番山元委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。1番の申請地は、下野町字小井手3267番、3271番1、3271番2、3272番の計4筆、(仮換地街区で言いますと12街区15-2、13街区1-1、1-2、2-1、2-2の計5筆)、地目はいずれも田、面積が計2,044㎡(換地後の面積は計1,397.36㎡)です。</p> <p>申請の事由は、既に平成11年11月26日にフジ竹原ショッピングセンター用地として賃貸借権を設定する目的で転用を許可していましたが、区画整理区域内の土地については全ての事業が完了するまで地目変更登記を行うことができないため、所有権を移転するに伴い申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北に約950m付近にあります。現地確認時、既にフジ竹原ショッピングセンター用地として利用されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。2番の申請地は、下野町字阿此比沖4292番3、地目は畑、面積が255㎡の農地です。</p> <p>申請の事由は、事務所及び駐車場を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、大王公園から南西に約 100m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。3 番の申請地は、東野町字下沖田 1424 番 1 の 1 筆、地目は田、面積が 1,636 m ² です。 申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、東野小学校から北に約 450m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。4 番の申請地は、西野町字来宿 1711 番の 1 筆、地目は田、面積が 876 m ² です。 申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。

大藤 推進委員	申請地は、湯坂集会所から北に約 650m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。5 番の申請地は、西野町字有場 1701 番 1, 1703 番の 2 筆、地目はいずれも田、面積が計 1,835 ㎡です。 申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、湯坂集会所から北に約 650m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 6 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。6 番の申請地は、吉名町字上郷附 4861 番 3、地目は田、面積が 453 ㎡です。 申請の事由は、自己住宅、カーポート付駐車場及び家庭菜園として整備する目的で所有権を移転するために申請されたものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は、J R 吉名駅から南西に約 200m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きます，日程第2，議案第52号「竹原市農業振興地域整備計画の変更(案)の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3～5ページ，参考資料の6～9ページをご覧ください。 本議案につきましては，竹原市農業振興地域整備計画に係る農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。 今回の除外申請につきましては，13件とも太陽光発電設備の設置のために行われるものです。説明は以上です。
議 長	除外申請地1番の現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は東野小学校より北に約1300m付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	続いて除外申請地2番から4番の現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は湯坂集会所より南に約150m付近にあります。現地確認時，いずれも耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	続いて除外申請地5番から13番の現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は竹原西保育所より西に約250m～450m付近にあります。現地確認時，いずれも耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	農業振興地域の農用地除外の検討事項について，事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは，1番から13番の除外についての検討事項を説明いたします。 農振農用地における農用地については，原則除外ができないこととなっておりますが，除外要件の一つ目として，区域外の土地を利用することによって，事業計画を達成できない場合という要件があります。この点についていずれも申請書に添付された申請者の土地所有状況と事業計画からみて，日照量の不足・面積過少などの観点から他に代えることができないことが認められます。 二つ目に当該変更により，周辺農地の利用状況や，集団化を阻害しない場合という要件がありますが，申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により，周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており，支障はないものと認められます。

	<p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過していることという要件がありますが、本件は農業公共投資の対象農地ではありません。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3 議案第53号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の10～12ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、今年10月に奈良県及び大分県の2市町において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されたことに伴い、11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したことを受け、一般社団法人広島県農業会議より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施依頼があったため提案するものです。</p> <p>内容は、議案の6ページのとおりです。</p> <p>【申し合わせ決議の内容を朗読】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>

	(異 議)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第53号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に日程第4 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の13～14ページをご覧ください。</p> <p>令和元年11月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は5件、筆数は田7筆、畑5筆の計12筆 面積は2,138.3㎡の届出がありました。詳細につきましては参考資料の13～14ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>①農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について</p> <p>②平成30年7月豪雨災害の復旧状況について（建設課）</p>
議 長	<p>以上をもちまして、第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月26日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子